

大雪地区広域連合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

平成 15 年 9 月 3 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 38 条第 1 項の規定に基づく任命権者の許可を受けるべき地位及び同条第 2 項の規定に基づく許可の基準を定めるものとする。

(許可を受けるべき地位)

第 2 条 法第 38 条第 1 項に規定する任命権者の許可を受けるべき地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれに準ずるものとする。

(許可の基準)

第 3 条 法第 38 条第 1 項の規定により、許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認める場合に限り、許可することができる。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
- (2) 職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- (3) 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

附 則

この規則は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。